

## (社) 日本馬術連盟 平成 22 年度事業計画

社団法人日本馬術連盟(JEF)は、日本における馬術の中央団体として、JEF 定款第 3 条の目的を達成するため、以下の事業を行う。特に平成 22 年度においては、①世界馬術選手権大会(2010/ケンタッキー)(WEG)および第 16 回アジア競技大会(2010/広州)への選手団の派遣、②第 30 回オリンピック競技大会(2012/ロンドン)を見据えた競技力の向上・強化対策、③国際馬術連盟(FEI)公認スリースター競技会の実施、④公益社団法人認定取得に向けた準備を重点とする。

### 1. 各種馬術競技会の主催および公認

- ① 全日本障害馬術大会(ジュニアを含む 3 大会)、全日本馬場馬術大会(ジュニアを含む 3 大会)、全日本総合馬術大会(ジュニアを含む 3 大会)、全日本エンデュランス馬術大会を主催する。また、第 65 回国民体育大会馬術競技(千葉県)を文部科学省他の団体とともに主催する。
- ② JEF 主催による FEI 公認の国際馬術競技会を開催する。
- ③ 他団体が主催する国際競技会の FEI 公認の支援を行う。
- ④ 公認競技会のカテゴリー・馬のグレード制を円滑に運営し、活性化に努める。

### 2. 馬術競技に関する各種規程等の制定

- ① JEF の各種規程の制定および改廃を行う。
- ② FEI 各種規程の制定・改廃に対応して、国内規程への適用を図る。

### 3. 国際馬術競技会等への参加および人馬の派遣

- ① WEG に選手団を派遣する。選手の選考をするため、必要に応じて選考競技会を開催する。
- ② 第 16 回アジア競技大会(2010/広州)に参加する選手団を選考し、(財)日本オリンピック委員会に推薦する。また、代表人馬の選考をするため、必要に応じて選考競技会を開催し、選考された競技馬の輸送を行う。
- ③ FEI 公認競技会に参加する日本選手に対して支援を行う。
- ④ 国際レベルの選手を育成するため、ジュニア層の発掘および強化に努め、海外の競技会・講習会等に選手を派遣する。
- ⑤ 国際競技会等へ選手・役員を派遣し競技力向上に努めるとともに、海外の情報収集を図り、併せて国際交流・親善を深める。

#### 4. 馬術の普及および競技力の向上

- ① 騎乗・調教技術の向上を図るため、海外からコーチを招聘して強化訓練を実施する。
- ② 国際競技役員を養成するため、FEI 公認の講習会・研修会等に適格者を派遣する。また、FEI 公認および JEF 主催の講習会・研修会を開催する。
- ③ 組成団体に対し、その加盟する団体が所有する馬匹について、飼育費助成および優秀乗馬助成を行う。また、都道府県馬術連盟および組成団体の事業費・事務費の助成を行う。
- ④ 馬事関連団体と連携し、馬術の普及・振興に努める。
- ⑤ 文部科学省の進めるナショナルトレーニングセンター中核拠点施設整備の馬術競技強化拠点として御殿場市馬術・スポーツセンターを活用する。

#### 5. 会員および乗馬の登録

- ① 個人・団体会員および乗馬の登録を行う。
- ② 会員サービスの向上のため、JEF 情報システムの再構築を行う。
- ③ 馬の個体識別に関する知識を広め、登録業務の円滑化を図る。

#### 6. 各種資格の認定

- ① 主催・公認競技会および国際競技会参加のための騎乗者および競技役員の資格認定・登録を行う。
- ② 審判員等技術役員の新規資格者の認定および技術の向上を図るため、講習会を実施する。
- ③ 指導者養成の講習会を開催し、準コーチおよび公認馬術コーチ((財)日本体育協会公認スポーツ指導者養成)の増員を図る。
- ④ 獣医関連業務に関わる獣医師を確保・養成するため講習会を実施し、JEF 登録獣医師制度の推進を図る。

#### 7. 馬術に関する事項の調査研究および指導奨励

- ① FEI およびアジア馬術連盟の活動に参加し、国際情報の迅速な収集を行い日本馬術界の国際的地位向上を図る。
- ② 「一貫指導・競技者育成プログラム」を見直し、必要な修正を行って実践する。
- ③ 主催競技会および FEI 公認競技会において馬ドーピング検査を実施する。
- ④ 厩舎保安管理体制の充実および関係者に対する指導を通じて、馬のドーピング防止に努める。

- ⑤ (財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と協力して、競技者のドーピング検査を実施する。

## 8. 競技馬の資質向上

- ① 競技馬の資質向上のための奨励策として、優秀乗馬奨励金を交付する。
- ② 競技馬の資源確保、調教技術向上のため内国産馬の振興を図り、その奨励策として内国産優秀乗馬奨励金を交付する。
- ③ 優秀な成績を収めた内国産馬の所有者・生産者を表彰する。
- ④ 国内の乗用馬生産団体に対して必要な助言をするとともに、内国産馬活用促進のための事業を行う。

## 9. 機関誌等の発行、ウェブサイトの充実および広報活動

- ① 月刊機関誌『馬術情報』を刊行する。
- ② 『馬術情報』とウェブサイトをリンクし、各種情報を迅速に広報する。
- ③ マスメディアに対し情報を積極的に提供する。

## 10. 人馬の表彰

- ① 当該年度の国内外競技会において、優秀な成績を収めた人馬を表彰する。
- ② 永年に亘り馬術界に功績のあった人馬を表彰する。

## 11. 国際馬術競技力向上推進支援事業

- ① WEG の出場資格が取得できる国際競技会を開催する。また、同大会で WEG 出場の資格を取得し新たに海外活動を行う選手に対して、馬輸送費・選手渡航費の支援を行う。
- ② 海外に活動拠点を置き WEG 出場に必要な資格を取得した選手(トップライダー)に対して、海外活動の支援を行う。
- ③ トップライダーによる国内講習会等を開催し、馬術の普及および技術の向上を図る。
- ④ WEG 及びアジア競技大会出場のための人馬の派遣、及び選手選考会の開催支援を行う。

## 12. その他の事業

- ① 組成団体の役割分担を明確にし、それぞれの役割に応じた活動の推進を図り、活性化に努める。
- ② 公益社団法人の認定取得のための諸規程の改正を行い、申請に必要な事務を進める。